附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際令和六年におけるこの法律による改正前の第十四条第二項の文書が国会に提出されていない場合には、同項の文書の国会への提出については、なお従前の例による。

（水産基本法の一部改正）

第三条　水産基本法（平成十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「第十五条第二項第二号」を「第十七条第二項第三号」に改め、「食料自給率」の下に「その他の食料安全保障の確保に関する事項」を加える。

（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律及び農林水産省設置法の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「第三十五条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

一　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第三条第三項第二号

二　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第一項第三十七号

農林水産大臣　坂本　哲志

内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

農林水産省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三号

農林水産省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令

内閣は、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（農林水産省組織令の一部改正）

第一条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「第三十五条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

（食料・農業・農村政策審議会令の一部改正）

第二条　食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十条」を「第五十三条」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志

内閣総理大臣　岸田　文雄

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四条第三項、第五条の三第三項、第十条第二項第二号及び第三号、第十八条第二項第二号並びに第十九条の二十一第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の九第一項第二号中「及び第二条」を「、第二条、第四条第四項並びに第九条の六第一項及び第二項」に改め、「単に」を削り、「北極海域（次項」の下に「及び第一条の十一」を加える。

第一条の十一中「南極海域」の下に「及び北極海域」を加える。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の排出の規制の対象となる船舶の総トン数又は搭載人員）」を付する。

第三条に見出しとして「（船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の種類及び排出基準）」を付し、同条第二項中「ごとに」を「に応じ」に、「及び下欄に掲げるとおり」を「に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によること」に改め、同条第五項中「までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「までの上欄に掲げるふん尿等を第二項の」に、「第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「第四号上欄に掲げるふん尿等を同項の」に改める。

第四条に見出しとして「（船内の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の種類及び排出基準）」を付し、同条第二項中「別表第二の二上欄」を「別表第三上欄」に、「ごとに」を「に応じ」に、「及び下欄に掲げるとおり」を「に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によること」に改め、同条第三項中「別表第二の二上欄」を「別表第三上欄」に、「同表下欄に掲げる排出方法に関する」を「前項の」に改め、同条第四項中「別表第二の二上欄」を「別表第三上欄」に、「同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域（」を「南極海域（同表備考第二号に規定する」に、「に係るものに限る。）」を「において第二項の基準」に、「同項」を「同条第五項」に、「ふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「ふん尿等を同項の」に改める。

第四条の二の見出し中「排出の規制」を「種類及び排出基準」に改め、同条第二項中「別表第三上欄」を「別表第四上欄」に、「ごとに」を「に応じ」に、「及び下欄に掲げるとおり」を「に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によること」に改め、同条第三項中「規定による排出海域又は排出方法に関する」を削り、「規定による基準」を「基準」に改め、同条第四項中「別表第三第一号、第二号、第五号及び第六号上欄」を「別表第四第一号、第二号、第五号及び第六号上欄」に、「同表下欄に掲げる排出方法に関する」を「第二項の」に改め、同条第五項中「別表第四上欄」に、「同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「第二項の」に改め、同条第六項中「別表第三第一号及び第五号上欄」を「別表第四第一号及び第五号上欄」に、「同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域」を「南極海域（同表備考第八号に規定する南極海域をいう。）」に、「に係るものに限る。）」を「（同表備考第九号に規定する北極海域をいう。）において第二項の基準」に、「同項」を「同条第五項」に、「ふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「ふん尿等を同項の」に改める。